

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1, 計画期間 令和3年 1月 1日～令和5年 12月 31日までの3年間

2, 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和3年 1月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和3年 10月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：令和5年 12月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間
7日以上とする。

<対策>

- 令和3年 12月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和4年 3月～ 社内検討委員会で検討開始
- 令和4年 11月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和5年 1月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる
取得促進のための取組の開始

目標3：令和5年 8月までに、地域での子どもの健全な育成のための活動を企画
実施する

- 令和3年 11月～ どういった内容の活動が現実的に実施可能かを調査、検討する
- 令和4年 1月～ 社内プロジェクトを立ち上げる
検討開始
- 令和5年 1月～ 活動開始